

平成 1 6 年度の税制改正が、3月31日に公布されました。

以下では、改正点のうち、皆様方に影響のありそうなポイントについて説明致します。

なお、詳しい内容、ご不明な点や適用に際しては、各担当者へご確認下さい。

・法人税関係

1. 平成 1 3 年 4 月 1 日以後開始事業年度の欠損金の繰越控除と帳簿書類の保存期間が現行 5 年から 7 年に延長されました。

2. 法人税の更正制限期間が以下のとおり延長されました。

(1) 平成 1 3 年 4 月 1 日以後開始事業年度に係る純損失等の金額

改正前 **5 年** 改正後 **7 年**

(2) 平成 1 6 年 4 月 1 日以後に法定申告期限が到来する法人税の過少申告加算税

改正前 **3 年** 改正後 **5 年**

3. 特定優良賃貸住宅等の割増償却制度等について期間が延長され割増率が縮小されました。

・所得税関係

1. 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、適用期限が延長されることとなりました。

2. 所有期間 5 年超の居住用財産を譲渡し、損益通算後損失がある場合、翌年以降 3 年間所得から繰越控除が認められることとなりました。

3. 住宅借入金等の特別控除は平成 1 6 年から平成 2 0 年までに居住の用に供した場合に 1 0 年間に亘って以下の表の割合で適用されます。

居住年	住宅借入金の年末残高	控除率と適用年		最高控除限度
		1%	0.5%	
平成 16 年	5,000 万円以下	1~10 年目	-	500 万円
平成 17 年	4,000 万円以下	1~8 年目	9,10 年目	360 万円
平成 18 年	3,000 万円以下	1~7 年目	8~10 年目	255 万円
平成 19 年	2,500 万円以下	1~6 年目	7~10 年目	200 万円
平成 20 年	2,000 万円以下	1~6 年目	7~10 年目	160 万円

4. 土地・建物等を譲渡した場合の税率が以下のように引き下げられました。

長期 **所得税 2 0 % + 住民税 6 %**

所得税 1 5 % + 住民税 5 %

短期 **所得税 4 0 % + 住民税 1 2 %**

所得税 3 0 % + 住民税 9 %

5. 長期譲渡所得の 1 0 0 万円特別控除は廃止されました(住民税も同様)。

6. 第7号で既報のとおり、平成16年1月1日以降、土地・建物等を譲渡した際の損失について、損益通算及び繰越控除が廃止されました（第7号参照）。

7. 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合の税率が以下のように引き下げられました。

所得税 20% + 住民税 6%

所得税 15% + 住民税 5%

8. 平成16年4月1日以後の通勤手当（自転車・自動車等を使用している人に対する手当）の非課税限度額について以下の改正がなされました。

	改正前	改正後
3.5 km以上	20,900円	20,900円
4.5 km以上		24,500円

上記いずれも運賃相当額が上限となり、10万円が限度となります。

9. 平成17年分以後の青色申告特別控除額の改正点は以下の通りです。

	改正前	改正後
簡易な簿記	45万円	-
正規の簿記	55万円	65万円

10. 平成17年分以後の年金税制の改

正点は以下の通りです。

- (1) 公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の方への優遇措置が廃止されました。
- (2) 老年者控除は廃止されました。
- (3) 年齢65歳以上の方の公的年金等控除額が最低120万円とされました。

・相続税・贈与税関係

1. 平成16年1月1日から、特定事業用資産の課税価格の計算の特例について特定同族会社株式等の価額の上限が次のとおり引き上げられました。

3億円

10億円

2. 相続により取得した非上場株式を相続税納付のためにその発行会社に譲渡した場合、みなし配当課税を行わず譲渡益課税の対象とされました。

・地方税関係

個人住民税の均等割について、以下の改正がなされました。

1. 市町村民税の均等割は標準税率が年額3,000円に統一されました。

2. 所得のある同一生計の配偶者は以下の均等割で課税されることになりました。

	平成17年度	平成18年度～
道府県民税	500円	1,000円
市町村民税	1,500円	3,000円

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社 協和ビジネスコンサルティング
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など - 企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！ ” (平成16年5月組織変更)